

欧州の基準・認証制度の動向（2013年7月/8月）

● トピックス一覧 ●

エコデザイン／エネルギー表示
化学物質 - REACH 規制
化粧品（Cosmetics）
玩具
（全製品について）国際標準の受容
娯楽用浮き具
自動車分野
バイオ燃料
建築製品
サイバーセキュリティー
廃棄物管理
食品
レクリエーション用船舶／娯楽用ボート
航空管制

.....

●エコデザイン／エネルギー表示

- 1) エコデザインの新しいエネルギー効率の最低要件とエネルギー効率表示の義務が2014年から掃除機に課せられた。
- 2) 事務用機器とテレビのスタンバイ時の電力消費の既存のエコデザイン要件が改訂された。事務用機器はネットワーク機器と明記されている
- 3) 食器洗浄機のエコデザイン要件遵守に関する6月に認可が発表された標準使用に対する重要な制限が課せられた。
- 4) 現在のエコデザインとエネルギー表示規則および改訂と延長に関して11月前に意見を公募する一般意見聴取が始まった。

最初の3項目はどちらかという定期的な見直しであるが、4番目の項目はエコデザイン規則の将来に関するもので、重要になる可能性がある。EU計画は網羅する製品のエネルギー消費削減に役立ち効果的だと考えられている。エネルギー効率が公共政策と経済目標として重要性を増す中、「ここからどこへ行くのか」ということが考えられている。

出典：

掃除機の新しいエネルギー表示規則

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:192:0001:0023:EN:PDF>

掃除機の新しいエコデザイン規則

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:192:0024:0034:EN:PDF>

事務用機器とTVの改訂されたエコデザイン要件

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:225:0001:0012:EN:PDF>

食器洗浄機のエネルギー効率標準の使用への新しい制限

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2013:206:0024:0024:EN:PDF>

同標準に関する6月の当初の発表

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2013:169:0001:0002:EN:PDF>

エコデザインとエネルギー表示の将来に関する新しい意見聴取

http://ec.europa.eu/energy/efficiency/consultations/201310_evaluation_of_energy_labelling_directive_en.htm

背景となる質問状につながる諮問文書

http://ec.europa.eu/energy/efficiency/consultations/doc/2013_energy_directive/en_directive_2013.pdf

最も関連性が高いポータル

http://ec.europa.eu/energy/efficiency/ecodesign/eco_design_en.htm および

http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sustainable-business/sustainable-product-policy/ecodesign/index_en.htm

●化学物質 - REACH 規制

- 1) CLP(分類、表示、包装)規則での化学物質の分類の大幅な修正が58ページの文書で発表された。EU規則は原則的に国連GHS（グローバル調和システム）と整合している。
- 2) EUはREACHの評価過程と整合する2012年の殺生物剤（非農業用殺虫剤）規則を9月に施行することで注目を浴びた。
- 3) ナノ物質のEU規則に関する新しい意見聴取が9月まで行われている。

主要な施行段階が今後最低3年間は継続する同計画には常にニュースがあるが、ここに示しているのはそのハイライトだけである。REACHのほかのニュースについては下記の欧州化学物質庁（ECHA）ポータル参照。

- ・ CLP規則のさらなる修正はとりあえずは残念なことだ。GHSを使用するというEUの公なコミットメントにもかかわらず、自らの施行規則の修正はばらばらで混乱させる。最近導入されたCLP分類の新しいデータベースがこの問題を解決できるかどうかはわからない。
- ・ ECHAによる化学物質評価を課す殺生物剤の規則はEUが化学物質規則を順次「連結させている」こととECHAを基礎的な評価として使用していることのわかりやすい例だ。食品や化粧品、農業用殺虫剤もさまざまな速度で「連結」が行われている分野の例となっている。

- ・ ナノテクノロジーに関する新しい諮問は安全性と技術発展が創り出す機会のバランスを保とうとするEUの努力の継続を表している。

出典：

1) CLP要件の最新修正

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:216:0001:0058:EN:PDF>

GHSに関するEU規則と整合する最新文書

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:149:0001:0059:EN:PDF>

採択されたデータベース

<http://echa.europa.eu/information-on-chemicals/cl-inventory>

2) 2012年の殺生物剤規則

http://ec.europa.eu/environment/biocides/regulation_2012.htm

3) 常に安全性とイノベーションのニーズのバランスをとることを目的にしたナノ物質に関する、9月までの新しい意見聴取

http://ec.europa.eu/environment/consultations/nanomaterials_2013_en.htm

この諮問の由来と全容に関する背景

<http://ec.europa.eu/yourvoice/ipm/forms/dispatch?form=NanomaterialsREACH>

ナノ物質のポータル

<http://ec.europa.eu/environment/chemicals/nanotech/index.htm>

REACH計画に関する最も役立つポータル

<http://echa.europa.eu/>

●化粧品 (Cosmetics)

新しい化粧品規則（2009年採択）が2013年7月に施行された。

- 1) 新規則には化粧品の広告や商品説明での効用に関する6つの原則が明記されている。法的遵守と信ぴょう性、抛り所としての証拠、誠実性、公正さと情報を提供した上での意思決定の6点。
- 2) 化粧品で禁止または制限される物質のリストが定期改訂された。

新規則は技術的要件には直接の変化はないが法的文書を簡素化し、安全製評価の過程を含むこれまで不確定だったいくつかの問題を明確にした。

出典：

化粧品の効用に関する新規則

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:190:0031:0034:EN:PDF>

制限されている内容物リストの技術的な最新改訂

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:190:0038:0053:EN:PDF>

化粧品分野の規則に関するポータル

<http://ec.europa.eu/consumers/sectors/cosmetics/>

●玩具

米国での同様の動きを反映して、EUでもバリウムの残存レベルが強化された。

この新しい規則は米国の改正を認めるものだが、新しいEUの制限が全く同じかどうかについては明言されていないため、チェックが必要。

出典：

バリウムの新しい制限

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:195:0016:0017:EN:PDF>

玩具分野での現EU規則のポータル

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/toys/documents/directives/index_en.htm

●（全製品について）国際標準の受容

鉄製品輸入認可の条件としてインドにISO基準と国際的に認定された認証過程を受け入れさせることを説得するEUの舞台裏での動きが注目された。

非EU供給者はこのEUの立場をシニカルに注目するだろう。この件においてインドが行ったことはEUが非EU供給者に対して国際的な同等基準がない場合に欧州標準とEU当局による認定を主張するのと同じである。一年後に前触れもなく発表されたが、輸入業者がEUが他国に課していることを受け入れるように要請するかもしれないということも書かれていない。

出典：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2013:228E:0001:0297:EN:PDF>

●娯楽用浮き具

いくつかの標準が一般製品安全指令（GPSD）に遵守しているものとして認定された。

GPSDは（ここにあげたように）分野別指令で網羅されていない製品の安全標準認定の枠組みである。ここで現在認定された標準はEUが2005年に発表した同じ製品への義務的な重要要件を反映しているだけで、同分野におけるEUでの標準の発展がいかに遅れているかを表している。

出典：

新規認定された標準

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:196:0022:0023:EN:PDF>

GPSDのポータル

http://ec.europa.eu/consumers/safety/prod_legis/index_en.htm

GPSD下で認定された他の標準リスト

http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/general-product-safety/index_en.htm

●自動車分野

自動車メーカーのダイムラーが2013年からエアコンにオゾンを破壊する冷却剤の使用を禁止するEU規則（MACまたは自動車エアコン指令）を拒否していることに関して、欧州委員会は初めて公式見解を発表した。EUは禁止令は守られなければならないと主張しており、EU加盟国による施行のコンセンサスについて述べている。

ダイムラーがこの禁止令を表立って無視していることは2012年に広く報じられたが、EUは公式見解は控えていた。ダイムラーはライバル社が受容した代替冷却剤は実際には安全ではないと主張し、禁止された冷却剤を継続して使用している。EUは加盟国当局のコンセンサスとして適合していない車は禁止されている冷却剤が入れ替えられるまで運転できないようにすると主張している。

出典：

禁止令施行を支持する公式見解

http://ec.europa.eu/enterprise/newsroom/cf/itemdetail.cfm?item_id=6835&lang=en&tpa_id=138&title=The-Technical-

[Committee-on-Motor-Vehicles-supports-the-European-Commission-approach-to-the-MAC-affair](http://ec.europa.eu/enterprise/newsroom/cf/itemdetail.cfm?item_id=6835&lang=en&tpa_id=138&title=The-Technical-Committee-on-Motor-Vehicles-supports-the-European-Commission-approach-to-the-MAC-affair)

禁止を発表した2006年指令

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:161:0012:0018:EN:PDF>

●バイオ燃料

EUのバイオ燃料戦略の改訂案と現在と将来の戦略が基本的に間違っているかどうかについての議論について、信頼あるEU機関が新しい意見を発表した。

この論議は新しくはない。EU戦略はバイオ燃料を二酸化炭素排出ガスを考慮した再生可能なエネルギー戦略の一部として推奨しているが、戦略が主張するほどバイオ燃料は環境保全に役立たず、そのために土地利用が大幅に変えられる場合には逆効果だということが多くの権威ある組織から言われている。この最新文書には役立つ概要がある。引き続き検討は進められていく。

出典：

EU経済社会委員会の最新意見

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2013:198:0056:0066:EN:PDF>

2012年からの現EU計画の改訂案

http://ec.europa.eu/clima/policies/transport/fuel/docs/com_2012_595_en.pdf

バイオ燃料に関するEU戦略の2つのポータル

http://ec.europa.eu/energy/renewables/biofuels/biofuels_en.htm

<http://ec.europa.eu/environment/air/transport/fuel.htm>

●建築製品

旧指令（CPD）の代替となる2011年建築製品規則の7月施行に合わせ、新しいインターネットベースの建築製品情報プラットフォーム（CRIP）が開設された。

- ・ 効率よく運用されれば、新しいCRIPは、EU加盟国の関連する健康&安全規則や新しく認定された標準の認識、開発中の標準リストや製品グループによる検索など、役立つ特徴がある。
- ・ しかし結果を判断するには待たなければならない。1989年に批准された昔のCPDは施行における問題と不透明性に悩まされ、改訂には20年以上もかかった。公式にはEUは新しい規則を最終的な解決として発表している。今後どうなるかは待つしかない。

出典：

新しい建築製品情報プラットフォーム

<http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/construction/crip/index.jspx>

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/construction/crip/official_docs.jspx

建築製材規則につながる同分野のポータル

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/construction/index_en.htm

●サイバーセキュリティー

サイバー犯罪の処罰を定義または増やし、探知の情報システムを向上させる新しいEU指令の合意が報じられた。2013年末に予定されている別の議案では共通の予防最低レベルが決定される。

- ・ 最新合意は技術的標準や製品仕様には影響しない。2013年末に予定されている別の議案では影響があるかもしれない。すでに防犯機器の市場が促進されるだろうと発表されている。
- ・ どちらもさらに大きな計画の一部である。新しいサイバー犯罪センターが2013年に設立された。別組織であるENISA（欧州ネットワーク情報セキュリティ庁）は将来の規則に関連する研究を調整し、多国間エキスパートグループがコミュニケーションネットワークのセキュリティーと強靱性を監視する。

出典：

犯罪処罰を調和する指令の最終文書はまだ入手できないが初期の草稿は下記で入手可能

http://ec.europa.eu/dgs/home-affairs/policies/crime/1_en_act_part1_v101.pdf

ENISAのポータル

<http://www.enisa.europa.eu/>

●廃棄物管理

新しい規則で、廃棄物管理規則に適合して銅スクラップがいつ廃棄物から除去されたかを定める条件が定められた。条件は技術仕様（例えば不純物のパーセンテージ）、EN標準や審査要件を含む。

- ・ この発表は廃棄物管理の団体だけでなく銅を使用する製品の製造者にも影響を与えるものだ。例えば、規則の条件に合わせて材料の回収ができるような製品をデザインする要求に直面するかもしれない。
- ・ すでに2011年に同様の条件が鉄、スチールとアルミニウムのスクラップで定義されている。

出典：

銅に関する新規則

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:201:0014:0020:EN:PDF>

同じ目的で2011年に定められた鉄、スチールと銅の条件

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:094:0002:0011:EN:PDF>

両方の基となっている廃棄物管理の枠組みとなる指令

http://europa.eu/legislation_summaries/environment/waste_management/index_en.htm

EU廃棄物管理規則のポータル

http://europa.eu/legislation_summaries/environment/waste_management/index_en.htm

●食品

- 1) フィプロニルがミツバチに有害であることを理由にEUが禁止を提案している殺虫剤のリストに加えられた。並行してEFSAは新しい科学的意見でミツバチに有害である可能性がある殺虫剤の毒性認定と評価の幅広いガイドラインを発表した。
 - 2) ヤギ乳タンパクの乳児用ミルクへの使用が許可された。
 - 3) コレステロール低下を明確に意図した食品には、その目的のための消費者だけで、それ以外の人のためではないと明記する表示を義務づけられるようになる。
 - 4) 食品添加物として既存リストにさらに5物質が定期認可された。
-
- 1) これらの発表は同じ理由によるネオニコチノイド殺虫剤禁止の延長である。
 - 2) 乳児用ミルクは特定の栄養食品として規則で網羅される食品のカテゴリーの一つ。
 - 3) コレステロールに関する発表は食品表示に関する現規則の定期的な拡張である。

出典：

- 1) フィプロニルに関するEFSAの発表

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/130527.htm>

新しいEFSA研究

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/3293.pdf>

EUのミツバチの健康戦略に関するポータル

http://ec.europa.eu/food/animal/liveanimals/bees/index_en.htm

- 2) ヤギ乳タンパクの認可

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:230:0016:0019:EN:PDF>

- 3) コレステロール低下食品の食品表示

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:201:0049:0050:EN:PDF>

4) 新しい添加物の認可

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:204:0032:0034:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:204:0035:0039:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:230:0001:0006:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:230:0007:0011:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:230:0012:0013:EN:PDF>

食品分野全ての規則に関するポータル

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

●レクリエーション用船舶／娯楽用ボート

航行用ライトとディーゼルエンジンに関する二つの新しい文書がEU指令に基づいて認定された。

このような標準認定の定期改訂が継続するいっぽう、2011年に提案された基本となる指令の改訂は停滞したまま。エンジンの排気ガス要件が強化されることが重要になる。

出典:

同指令での認定標準の最新リスト

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2013:197:0006:0013:EN:PDF>

同指令のポータル

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/maritime/recreational-craft/index_en.htm

●航空管制

元々2012年に決定したボイスチャンネルのスペーシングに関する周波数帯域での要件が明確にされた。

これは2004年に始まった単一欧州空域（シングル・ヨーロピアン・スカイ）の一部でユーロコントロール当局の基礎となる。

出典:

最新の修正規則

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:190:0037:0037:EN:PDF>

修正され明確にされた2012年規則

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:320:0014:0024:EN:PDF>

ポータル

http://ec.europa.eu/transport/modes/air/single_european_sky/ses_2_en.htm